

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
 会 社 名 G M O リ サ ー チ 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 川 慎 一  
 (コード番号：3695 東証マザーズ)  
 問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 吉 田 浩 章  
 (TEL：03-5962-0037)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 19 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会に、以下のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更理由

- (1) 経営体制の強化充実を図るため、定款第 20 条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を 10 名以内から 11 名以内に変更するものであります。
  - (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたことに伴い、現行定款第 31 条及び第 41 条の規定の一部を変更するものであります。
- なお、現行定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更内容

変更内容は、下記のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	改正案
第 20 条（取締役の員数） 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第 20 条（取締役の員数） 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。
第 31 条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	第 31 条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

<p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第41条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月19日（土）
定款変更の効力発生日	平成28年3月19日（土）

以 上